



暮らしの便利がギュッ!

マイナンバーカードはもうお持ちですか？

和歌山県と県内全 30 市町村では、11・12月をマイナンバーカード取得促進の取り組み月間として、各種イベントや年末調整事前説明会などのさまざまな機会を捉えて、積極的に取り組みを行います。

- 実施期間／11月1日(木)～12月28日(金)
- 取り組み内容
 - ・マイナンバー制度おはなし講座の実施(安全対策の周知)
 - ・マイナンバーカード申請代行
 - ・マイナンバーカード申請出張受け付け合同開催(予定)

マイナンバー制度の安全対策 Q & A

Q. マイナンバーが漏えいしたら、
個人情報もすべて漏れてしまうのですか？

A. 個人情報は一元管理しないので、芋づる式に漏えいすることはありません。それぞれの機関が持つ個人情報を従来どおり分散して管理することで、情報漏えいの連鎖を防いでいます。

Q. 個人のマイナンバーを集めて、
悪用されることはありませんか？

A. マイナンバーの利用範囲などは法令で厳しく制限されています。法令に定められた範囲を超えて収集や保管を行うと、刑事罰を科せられる場合があります。

Q. マイナンバーを他人に知られたら、
なりすましの被害に遭うのではないですか？

A. マイナンバーの手続きでは、本人確認を必ず行い、なりすましを防ぎます。マイナンバーを使った手続きでは、申請者のマイナンバー確認と、身分証などによる本人確認が義務付けられています。

Q. マイナンバーカードを無くしたら、
ICチップの情報を盗まれますか？

A. ICチップには、税や年金などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。ICチップに記録されるのは、住所・氏名などの情報のみで、ICチップの利用には暗証番号も必要です。

Q. マイナンバーのシステムでは、
どのような安全対策をとっていますか？

A. システムにアクセスできる者を制限して、通信も暗号化しています。不正なアクセスが行われないよう、第三者機関(個人情報保護委員会)が監視・監督しています。

Q. マイナンバーカードを持つと、
個人情報が丸裸になるということはありませんか？

A. マイナンバーカードで、個人情報を名寄せして管理されることはありません。マイナンバーカードを作ったり利用したりしても、ICチップなどに個人情報が蓄積されることはありません。

取り組みに関するお問い合わせ先 和歌山県総務部市町村課 ☎ 073-441-2192